

○横手市キャリア・リターン制度実施要綱

令和8年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭の事情、転職等により横手市を退職した者を職員として退職時の職種及び職位で採用する制度（以下「キャリア・リターン制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職種)

第2条 キャリア・リターン制度の対象となる職種は、任期に定めのない常勤の職員が就くこととなる全ての職種であって、かつて職員であった者をもって補充しようとする職でその者がかつて正式に任命されていた職と職務の複雑と責任の度が同等と認められた職とする。

(対象者の要件)

第3条 キャリア・リターン制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、かつて横手市の一般職の職員（任期付職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び臨時又は非常勤の職員を除く。）であった者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 同一の職種において、退職の日前に職員として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、当該期間を合計した期間とし、休職、停職、育児休業、介護休暇その他任命権者が指定する休暇等の期間を除く。）が5年以上あること。
- (2) キャリア・リターン制度による採用の日において、退職の日の翌日から起算して15年を経過した日までの間にある者であること。
- (3) キャリア・リターン制度による採用の日において、満60歳に達していないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に定める欠格条項のいずれにも該当しないこと。
- (5) 過去にキャリア・リターン制度による採用をされていないこと。
- (6) 横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年横手市条例第1号）及び秋田県市町村職員の退職手当に関する条例（昭和33年秋田県市町村総合事務組合条例第2号）の規定により退職手当を受給した場合にあっては、当該規定により割り増しして受給した早期特例加算に相当する額（秋田県市町村総合事務組合負担金条例（平成14年秋田県市町村総合事務組合条例第26号）第5条の特別負担金に相当する額をいう。）の返還に応じることができること。

(採用の申込等)

第4条 キャリア・リターン制度による採用を希望する対象者は、横手市キャリア・リター

ン制度による選考申込書を任命権者に提出しなければならない。

2 前項の申込書を受けた任命権者は、経歴評定、面接試験等による選考を行うものとする。

3 前項の選考は、第2条に規定する職が横手市職員の任用に関する規則（平成28年横手市規則第38号）第5条第2項第5号の試験により難しいものとして任命権者が認めた職に相当するものとして行う。

（採用日）

第5条 前条第2項の選考により採用されることとなった者（以下「採用者」という。）の採用の日は、任命権者が別に定める日とする。

（職務の級）

第6条 採用者の職務の級は、当該採用者の退職の日における職務の級（当該退職の日における職務の級が管理職である職務の級にあった場合には、監督職である職務の級）とする。

2 前項の規定にかかわらず、採用者が退職の日における職務の級より下位の職務の級に決定することを求めた場合は、当該下位の職務の級とすることができる。

（号給）

第7条 採用者の号給は、当該採用者の退職の日における号給とする。

2 退職の日後に公務員、民間企業等における職歴がある場合は、当該退職の日の号給を基礎とし、当該職歴に係る経験年数を加算した号給とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前2項の規定によることができず、又は前2項の規定によることが著しく不適當であると認めた場合は、別段の取扱いをすることができる。

（条件付採用）

第8条 キャリア・リターン制度による採用は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に基づく条件付のものとし、採用者がその職において6月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

（昇格）

第9条 採用者を昇格させる場合は、昇格に要する在級期間の算定については、当該採用者の退職の日までにおける在級期間を通算するものとする。

2 前項の規定による昇格は、採用者の採用の日の属する年度の翌年度の末日までは行うことができない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。